

まちづくり基本目標

- ◇将来を担う人が育つまちをつくる
- ◇安心して生活できるまちをつくる
- ◇賑わいのあるまちをつくる
- ◇暮らしやすいまちをつくる



発行・町田市 編集・政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
市役所の代表電話 042・722・3111
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



携帯電話用QRコード

今号の紙面から

2面

市税の納税通知書の発送と減免等のお知らせ

4面

市民バスまちっこ開催中！小学生俳句～あなたも五・七・五

本日の新聞には「第2部健康特集号」が折り込まれています。

バラの花園 野津田公園ばら広場

問野津田公園管理事務所 ☎736・3131 (電話受付時間＝午前9時～午後5時)



ひおうぎ

野津田公園の「ばら広場」では、「町田ばら会」の皆さんにご協力いただき育てたバラ(約380種・840株)がまもなく咲き始めます。この広場は、バラを柵で囲わないため、花を間近で眺め、香りを楽しむこともお勧めです。

野津田公園の「ばら広場」では、むことが出来ます。今年の見ごろは5月20日～6月上旬と、10月中旬～下旬ごろです。近くには、小野路宿里山交流館もあり(徒歩約10分)、ハイキングのコースとしてもお勧めです。

○交通
小田急線町田駅・鶴川駅から野津田車庫行きバス終点下車(徒歩約20分)、または鶴川駅から小野路経由多摩センター駅行き・五反田図書館経由町田バスセンター行きバスで「新屋敷」下車(徒歩約5分)。いずれも上り坂や階段、山道等があります。
※FC町田ゼルビアホームゲーム開催時(5月18日、6月8日、22日)は、公園内の駐車場が一部利用できません。公共交通機関をご利用下さい。

○お願い
「ばら広場」はペットの立ち入りできません。



グラハム トーマス

イベント開催

バラの魅力に触れよう

バラの簡単な手入れ方法を体験しませんか。花がら摘みや講義を行います。
※年間を通してボランティアも募集しています。
○日時 5月31日(土) 午前10時～正午
○場所 同公園ばら広場
○講師 町田ばら会会長・西尾讓司氏
○定員 30人(申し込み順)
○費用 800円

さつま芋と里芋を育てよう

さつま芋と里芋の植え付けから収穫までを体験します(収穫は10月中旬を予定)。
○日時 5月24日(土) 午前10時～正午(雨天時は25日に順延)
○場所 同公園
○定員 50人(申し込み順)
○費用 高校生以上の方100円(保険料含む)、中学生以下は無料
※収穫のみ参加の方は別途徴収します。

○申し込み 電話で同公園へ。
◇

5月17日(土) コンビニ証明書自動交付サービスを一時停止

システムメンテナンスのため、5月17日(土)は、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスを終日停止

システムメンテナンスのため、5月17日(土)は、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスを終日停止

見学においで下さい

町田市総合水防訓練

日時 5月18日(日) 午前9時30分～11時30分
会場 鶴見川クリーンセンター(三輪緑山1-1)

町田市総合水防訓練は、台風や集中豪雨に備えて、大雨による浸水被害等に対する水防態勢を万全にするために実施します。
当日は、町田市・町田消防署・町田市消防団等の関係機関から約250人が参加し、都市型水害に対応した各種の水防工法や、土砂災害を想定した救助演習など、本番さながらの訓練を行います。
また、昨年発足した東京消防庁第九消防方面本部消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー隊)も訓練に参加します。

バラ撮影会



鮮やかに咲き誇るバラの魅力や、カメラに収めましょう。
※直接会場へおいで下さい。
○日時 5月17日(土) 午前10時～正午(小雨実施)
○会場 同公園ばら広場
問文化振興課 ☎724・2184 FAX 050・3085・6554、町田市フォトサロン ☎736・8281 FAX 736・0868

交通ルールを守りましょう 自転車安全利用 TOKYOキャンペーン 実施中!

5月31日(土)まで、自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上のため、自転車安全利用TOKYOキャンペーンを実施しています。交通ルール(自転車安全利用五則)を守り、自転車を安全に利用しましょう。

【自転車安全利用五則】
①自転車は車道が原則、歩道



大型積土の工法の様子(昨年の訓練)

②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
⑤飲酒運転・並進は禁止、6歳未満の子どもの乗せなどの場合を除き、2人乗りは禁止
⑥夜間はライトを点灯
⑦交差点は信号を守り、一時停止・安全確認を行う
⑧子どもはヘルメットを着用

2013年12月に道路交通法が改正されました

自転車が行ける路側帯は、道路の左側に限ります。また、ブレーキを備えていない自転車などは、警察官が検査や応急措置などを命ずることが出来ます。

問交通安全課 ☎724・1136 FAX 050・3160・8039、町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110